

和歌山県報

 発行
 和
 歌
 山
 県

 和歌山市小松原通一丁目1番地

 毎週火、金曜日発行

E) 次	(取扱	課室	名)	~	<u>.—</u> :
〇 告:	$\overline{\mathbf{x}}$					
707	介護保険法による指定居宅サービス事業者の廃止	(長寿	社会	課)		. 1
708	指定障害福祉サービス事業者の廃止	(障害	福祉	課)		. 1
709	<i>y</i>	(]])		. 2
710	指定障害福祉サービス事業者の指定	(]])		. 2
711	道路の区域変更	(道路	保全	課)		. 2
712	土砂災害警戒区域の指定の解除	(2	砂防	課)		. 3
713	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(")		. 3
714	<i>y</i>	(")		. 3
715	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(")		. 4
716	<i>y</i>	(")		. 4
717	和歌山県水上オートバイ航行の適正化に関する条例によるオートバイの	の乗り入れ	又に	は航		
行	Fを規制する水域の指定 (港湾空港	振興:	課)		. 5
〇 警	察本部告示					
4 放	な 置車両確認事務委託業務に係る総合評価一般競争入札に参加する者に必	要な資格	等			. 5
〇 監	查公表					
監査	公表第23号					. 7

和歌山県告示第707号

告

示

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項の規定に基づく指定居宅サービス事業者の廃止について、次のとおり届出があったので、同法第78条第2号の規定に基づき公示する。

令和5年6月9日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指定事業者番号	事業者の名称 又 は 氏 名	事業所の名称	事業所の所在地	サービス <i>の</i> 種 類	廃 止 年月日
30723009 51	合同会社ダン	介護センターだん	和歌山県新宮市神倉二丁 目2番40号	訪問介護	令和 5. 5. 31
30716008 31	株式会社エフサイズ	訪問介護ようき	和歌山県有田郡有田川町 上中島715	訪問介護	令和 5. 5. 31

和歌山県告示第708号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第2項の 規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和5年6月9日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県報 第 420 号

事業所番 号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービス の 種 類	事業者の名称	事業者の主たる 事務所の所在地	廃 止 年月日
3012300 079	わかば園作業所	新宮市下田二丁目6 番40号		社会福祉法人わ かば福祉会	新宮市下田二丁目6 番40号	令和 5.5.31

和歌山県告示第709号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第2項の 規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和5年6月9日

和歌山県知事 岸 本 周 平

事業所番 号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービス の 種 類	事業者の名称	事業者の主たる 事務所の所在地	廃 止 年月日
3012300	わかば園第二作	新宮市木ノ川字八	就労継続支援B型	社会福祉法人わ	新宮市下田二丁目6	令和
483	業所	反田84番地1		かば福祉会	番40号	5.5.31

和歌山県告示第710号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の 指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和5年6月9日

和歌山県知事 岸 本 周 平

事業所番 号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉 サービス の 種 類	主たる対象 とする障害 種 別	事業者の名称	事業者の主たる 事務所の所在地	指 定 年月日
3011800 590	生活介護事業所みのり	岩出市西国分68 8-1	生活介護	特定なし	株式会社KINJ ITO	大阪府大阪市北 区曾根崎新地二 丁目6番24号	

和歌山県告示第711号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和5年6月9日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 奥佐々阪井線

区間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備考
海草郡紀美野町下佐々字上吉見 1606番8地先から同町動木字桑 添1872番2地先まで	旧	5. 18	468. 90	
同上	新	5. 18	468. 90	

同上	新	10. 33	444. 17	
		29. 31		

和歌山県告示第712号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第6項の規定により、平成25年9月13日付け和歌山県告示第1164号で指定した次の土砂災害警戒区域の指定を解除する。

令和5年6月9日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
- 2 土砂災害警戒区域の名称 串本 (104) (Ⅱ-70038)
- 3 土砂災害警戒区域の表示 次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び東牟婁振興局串本建設部並びに串本町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第713号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第6項 及び第9条第9項の規定により、平成28年9月27日付け和歌山県告示第1090号で指定した次の土砂災害警戒 区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

令和5年6月9日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
 - 上孙《字数或区域及7%上7
- 2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称 添野川(4)(I-2187)
- 3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び東牟婁振興局串本建設部並びに古座川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第714号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第6項及び第9条第9項の規定により、平成23年9月16日付け和歌山県告示第1003号、平成24年5月25日付け和歌山県告示第617号、平成25年1月8日付け和歌山県告示第8号、同年9月13日付け和歌山県告示第1164号、平成28年4月22日付け和歌山県告示第472号、平成29年7月25日付け和歌山県告示第963号、平成30年3月13日付け和歌山県告示第281号並びに令和元年7月16日付け和歌山県告示第268号及び第270号で指定した次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

令和5年6月9日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

鬮野川-001 (7-407-2-040) 、田並・田並 (2) (I-1718) 、塩屋谷 (I-1741) 、串本 (1) (I-1743) 、大島 (I-1756) 、串本 (3) (I-4553) 、田並 (8) ・田並 (4) (I-4563) 、サンゴ台 (103) (I-70164) 、サンゴ台 (105) (I-70166) 、二色 (208) (Ⅱ-7278) 、サンゴ台 (108) (Ⅱ-70169) 、高富 (312) (Ⅲ-4216) 、二色 (302) ・袋 (Ⅲ-4218)

3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び東牟婁振興局串本建設部並びに串本町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第715号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」という。)第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和5年6月9日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 - 急傾斜地の崩壊
- 2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

添野川 (4) (I-2187)

- 3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図書のとおり
- 4 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成13年政令第84号) で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び東牟婁振興局串本建設部並びに古座川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第716号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」という。)第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒 区域として指定する。

令和5年6月9日

0)

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域
 - (1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
 - (2) 十砂災害警戒区域及び十砂災害特別警戒区域の名称

田並・田並 (2) (I-1718)、塩屋谷 (I-1741)、串本 (1) (I-1743)、大島 (I-1756)、串本 (3) (I-4553)、田並 (8)・田並 (4) (I-4563)、サンゴ台 (103) (I-70164)、サンゴ台 (105) (I-70166)、サンゴ台 (110) (I-70384)、二色 (208) (II-7278)、サンゴ台 (108) (II-70169)、高富 (312) (III-4216)、二色 (302)・袋 (III-4218)、サンゴ台 (109) (III-7033

- (3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図書のとおり
- (4) 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成13年政令第84号) で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び東牟婁振興局串本建設部並びに串本町役場に備え置いて縦覧に供する。)

- 2 土砂災害警戒区域
- (1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
- (2) 土砂災害警戒区域の名称串本(104)(Ⅱ-70038)
- (3) 土砂災害警戒区域の表示 次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び東牟婁振興局串本建設部並びに串本町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第717号

和歌山県水上オートバイ航行の適正化に関する条例(令和4年和歌山県条例第65号。以下「条例」という。)第6条第1項の規定により、次の水域を水上オートバイの乗り入れ又は航行を規制する水域(以下「規制水域」という。)として指定し、令和5年7月1日から適用することとしたので、同条第7項の規定により告示する。

令和5年6月9日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 規制水域として指定した水域の名称 和歌山県片男波ビーチ規制水域
- 2 規制水域として指定した水域の範囲

和歌山県片男波ビーチに隣接する水域のうち、別図に示す範囲

なお、別図は省略し、その図面を和歌山県県土整備部港湾空港局港湾空港振興課及び和歌山下津港湾 事務所に備え置いて縦覧に供する。

警察本部告示

和歌山県警察本部告示第4号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の5第1項の規定に基づき、放置車両確認事務委託業務に係る自治法令第167条の10の2第3項に規定する総合評価一般競争入札(以下「総合評価一般競争入札」という。)に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

令和5年6月9日

和歌山県警察本部長 山 﨑 洋 平

- 1 総合評価一般競争入札に付する業務の名称等
 - (1) 調達役務の名称放置車両確認事務委託業務
 - (2) 入札件名

ア 和歌山東ブロック放置車両確認事務委託業務

- イ 和歌山西・北ブロック放置車両確認事務委託業務
- (3) 調達役務の仕様等

放置車両確認事務委託契約仕様書(以下「仕様書」という。)による。

2 総合評価一般競争入札に参加する者の資格

この総合評価一般競争入札に参加する資格を有する者は、資格審査の申請の時点から落札決定の日までの間において、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札の参加を停止されていない者であること。
- (3) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。
- (4) 国税、都道府県税及び社会保険料に未納がない者であること。
- (5) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続開始の申立てがなされていない者及び破産法(平成16年法律第75号)に基づき、破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 和歌山県が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領(平成20年制定)に規定する排除措置を受けていない者であること。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力 団及びその関係者(以下「暴力団等」という。)が経営していない者並びに暴力団等が経営に実質的 に関与していない者であること。
- (8) 暴力団等に対する、資金等の供給及び便宜の供与をしていない者であること。
- (9) 入札参加資格確認時において、入札件名ごとに駐車監視員を2名以上雇用していること。
- (10) 仕様書に定められた業務内容を公正かつ適確に遂行し得ること。
- (11) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項に基づく和歌山県公安委員会の登録を受けていること。ただし、同法第51条の9に基づく和歌山県公安委員会の適合命令を受けており、当該命令に係る必要な措置をとっていないと認められる場合を除く。
- 3 資格審査申請書類及びその配布方法等
- (1) この総合評価一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。
 - ア 一般競争入札参加資格審査申請書
 - イ 事業経歴書(定款を添付すること。)
 - ウ 誓約書
 - エ 委任状(申請者が代理人を選任した場合)
 - 才 所在地見取図
 - 力 一般競争入札参加資格審査申請提出書類確認書
 - キ 登記事項証明書(提出日において発行後3か月を経過していないもの)
 - ク 次に掲げる税金等に未納がないことが確認できる納税証明書(提出日において発行後3か月を経過 していないもの)
 - (ア) 法人税並びに消費税及び地方消費税
 - (イ) 主たる事務所が所在する都道府県が課する税全税目
 - (ウ) 社会保険料の滞納がない旨の証明(提出日直近1年分)
 - ケ 直近2年分の財務諸表又は決算書(貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれら に相当する書類)
 - コ 和歌山県公安委員会から交付を受けた2の(11)の登録に係る登録通知書又は登録更新通知書の写
 - サ 駐車監視員資格者証の写し
- (2) (1) のアからカまでに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕

様書及びこれらの用紙は、令和5年6月9日(金)から同月26日(月)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条第1項に定める休日(以下「県の休日」という。)を除く日の午前9時から午後5時までの間、5に掲げる場所で配布を行う。

- (3) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、令和5年6月9日(金)から同月27日(火)までの 県の休日を除く日の午前9時から午後5時までの間に和歌山県警察本部交通部交通指導課駐車違反取締 センターに対して所定の書面(ファクシミリを含む。)により行うものとする。
- 4 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所
- 3の(1)に掲げる申請書類は、令和5年6月9日(金)から同月29日(木)までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時までの間に、5に掲げる場所に提出すること。

郵便により提出する場合は、書留郵便で令和5年6月28日(水)午後5時までに5に掲げる場所に必着させること。

5 資格審査申請書類の配布及び提出場所

和歌山県警察本部交通部交通指導課駐車違反取締センター

和歌山市西1番地 交通センター2階

郵便番号 640-8524

電話番号 073-473-0356

ファクシミリ番号 073-475-0359

6 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、郵便により令和5年7月7日(金)までに通知する。

- 7 総合評価一般競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明
- (1)総合評価一般競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県警察本部に対してその理由について説明を求めることができる。
- (2) (1) の説明は、令和5年7月18日 (火) 午後5時までに書面により求めることができる。
- (3) (2) の書面は、持参又は書留郵便により5に掲げる場所に提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対する回答は、令和5年7月20日 (木) までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

監 査 公 表

和歌山県監査公表第23号

令和5年3月27日付け監査報告第24号の監査結果に基づき、知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年6月9日

和歌山県監査委員 森 田 康 友 和歌山県監査委員 河 野 ゆ う 和歌山県監査委員 佐 藤 武 治 和歌山県監査委員 鈴 木 徳 久

1 海草振興局建設部

監査実施年月日 令和5年1月27日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
指摘事項 道路照明灯の電気料金に係る契約手続の不備等により、光熱水費の過払等が発生していたので、今後このようなことのないよう、事務処理の見直しを行うなど、必要な措置を講じられたい。	を開始し、同年11月に調査及び原因究明が完了してい

注意事項

- (1) 河川敷地が不法に占用されている土地について、 不法占用者に対して厳正に対処されるとともに、河 川巡視等により、不法占用の防止を図られたい。
- (2) 廃川敷地が不法に占用されている土地について、 適正に対処されたい。
- (3) 排水ポンプ車運転業務委託契約において、次の不 適切な事例があったので、適正に処理されたい。 ア 簡易公開調達によらない単価契約の決裁につい て、出納機関への合議がなされていなかった。
 - イ 契約保証金免除申請について、契約実績となら ない期間のものを実績としていた。
- (4) 和歌山県が所有する水防用資機材 (可搬式ポン プ) の保管及び使用に関する協定書により無償貸与 した重要物品について、和歌山県物品管理等事務規 程(昭和39年和歌山県訓令第20号)に基づく物品の 貸付手続を行っていなかったので、適正に処理され たい。
- (5) 設備に係る保守点検において、点検結果が組織内 で情報共有されていない事例があったので、適正に 処理されたい。

基づき、適正な契約手続を行うよう、関係職員に周知徹 底した。

併せて、電気料金の支払に当たっても、同手引書に基 づき道路保全課及び各建設部の双方でチェックを行って いる。

注意事項

- (1) 隣接する土地所有者から払下げの意向があったも のについては、不法占用物件の撤去も含めた払下げ についての交渉を進めている。また、幾度も接触を 試みるも建物所有者の特定が困難なものについて は、今後も引き続き訪問その他の方法により相手方 を特定し、交渉を行っていく。
 - 引き続き、河川巡視等を行い、不法占用の防止を 図ることとし、新たに不法占用が判明した場合は、 是正処理に努めていく。
- (2) 撤去指導を行った結果、払下げの意向が確認でき たものについては、今後、払下げの手続を進めてい く。払下げの意向が確認できなかったものについて は、立入防止柵を設置する等、適切な維持管理に努 めている。
- (3) 和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28 号) 等に基づき適切に事務処理を行うよう、関係職 員及び決裁権者に周知徹底した。

また、契約に係る事務処理に際しては、決裁資料 に根拠規程を添付するなど、適切に事務処理を行う よう、会計事務担当職員に周知徹底した。

(4) 水防用資機材の貸付けについては、和歌山県物品 管理等事務規程第20条の規定に基づき適正に処理を 行った。

今後このようなことのないよう、県の物品を貸与 する際は、同規程に基づき適切に処理を行うよう、 部内職員に周知徹底した。

(5) 点検結果の報告を受けた際は、必ず担当課内で情 報共有するよう、改めて周知徹底した。

その上で、点検結果の報告において改善すべき点 や指摘等があったときは、報告内容を建設部内で共 有することを周知徹底するとともに、修繕・更新等 の対応については、優先順位を勘案の上、適宜、適 正に対応していくよう、担当課に指示した。

2 和歌山県子ども・女性・障害者相談センター 監査実施年月日 令和5年1月27日

監査の結果

注意事項

- (1) ETCカード使用承認・使用管理簿において、旅行命 令権者の承認がなされていない事例があったので、 適正に処理されたい。
- (2) 旅行命令簿において、夜間帰着の条件を満たして いないにもかかわらず夜間帰着の旅行命令を行い、 誤った旅費を支給している事例があったので、適正 に処理されたい。

監査の結果に基づき講じた措置

注意事項

- (1) ETCカードの適正な管理等について (平成23年2月8 日付け会第365号) 等に基づき、適正な事務処理を行 うよう、関係職員に周知徹底した。
- (2) 過支給分については直ちに返納させるとともに、 職員等の旅費に関する条例(昭和41年和歌山県条例 第34号) 等に基づき、適正な事務処理を行うよう、 関係職員に周知徹底した。

3 和歌山県公営競技事務所

監査実施年月日 令和5年1月27日

監査の結果

監査の結果に基づき講じた措置

注意事項

て、決裁権者の決裁がなされていない事例があった

注意事項

(1)収入調定票兼収納状況一覧表(事後調定)におい┃(1)決裁権者の決裁がなされていることを十分に確認 することとし、今後このようなことのないよう、関 ので、適正に処理されたい。

(2) 昨年に引き続き消耗品の納品において、納品書に 受付印及び担当者の個人印を押印していない事例が あったので、適正に処理されたい。 係職員に周知徹底した。

(2) 消耗品の納品があった際には、納品書への受付印及び担当者の個人印の押印漏れがないことを十分に確認することとし、今後このようなことのないよう、改めて関係職員に周知徹底した。

4 和歌山県工業技術センター

監査実施年月日 令和5年1月27日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 物品調達台帳において、決裁がなされていない事例が あったので、適正に処理されたい。	注意事項 事務決裁規程(昭和62年和歌山県訓令第8号)に基づ き、今後は適正に処理するよう、所属職員に周知徹底し た。